

令和二年四月十三日付け広島県公告（危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施）の一部を次のとおり改正する。

令和二年七月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

二の部中前期の表について、

講 習 日	講 習 種 別		場 所
	午前	午後	
令和二年六月三〇日	コンビナート	コンビナート	大竹市
令和二年七月一日	給油取扱所	その他	東広島市
令和二年七月二日	給油取扱所	その他	廿日市市
令和二年七月七日	給油取扱所	その他	三次市
令和二年七月九日	給油取扱所	その他	呉市
令和二年七月一四日	給油取扱所	その他	三原市
令和二年七月一五日	給油取扱所	その他	尾道市
令和二年七月一六日	その他	コンビナート	福山市
令和二年七月一七日	給油取扱所	その他	福山市
令和二年七月二一日	給油取扱所	その他	広島市
令和二年七月二二日	その他	給油取扱所	広島市

を

講 習 日	講 習 種 別		場 所
	午前	午後	
令和二年一〇月二二日		その他	広島市
令和二年一〇月二三日	給油取扱所	その他	広島市
令和二年一〇月一四日	給油取扱所	その他	広島市
令和二年一〇月一五日	その他	給油取扱所	広島市
令和二年一〇月二七日	給油取扱所	その他	呉市
令和二年一一月四日	コンビナート	給油取扱所	福山市
令和二年一一月五日	その他	コンビナート	福山市
令和二年一一月六日	給油取扱所	その他	福山市
令和二年一一月一〇日	給油取扱所	その他	東広島市
令和二年一一月二〇日	給油取扱所	その他	廿日市市
令和二年一一月二四日		その他	三次市

令和二年一月二五日	給油取扱所	その他	三次市
令和二年一月二六日		コンビナート	大竹市
令和二年一月二七日	コンビナート	コンビナート	大竹市
令和二年二月九日	その他	その他	尾道市
令和二年二月一〇日	給油取扱所	その他	尾道市
令和二年二月一五日		その他	三原市
令和二年二月一六日	給油取扱所	その他	三原市

に改め、後期の表について、

講習日	講習種別		場 所
	午前	午後	
令和二年二月二日	給油取扱所	その他	三次市
令和三年一月七日	給油取扱所	その他	廿日市市
令和三年一月一三日	給油取扱所	その他	東広島市
令和三年一月一四日	給油取扱所	その他	呉市
令和三年一月一九日	コンビナート	コンビナート	大竹市
令和三年一月二〇日	コンビナート	コンビナート	大竹市
令和三年一月二一日	給油取扱所	その他	三原市
令和三年一月二二日	給油取扱所	その他	尾道市
令和三年一月二六日	その他	コンビナート	福山市
令和三年一月二七日	給油取扱所	その他	福山市
令和三年二月三日	給油取扱所	その他	広島市
令和三年二月四日	その他	給油取扱所	広島市

を「決定次第、ホームページ及び県報に登載する。」に改める。

四の部中受講申請書の受付期間等について、次のように改める。

(一) 前期

「令和二年五月七日（水）から令和二年五月二十日（水）まで（受付時間は、午前九時から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。）。ただし、土曜日、日曜日を除く。郵送の場合は、令和二年五月二十日（水）までの消印があるものに限りに限り受け付ける。」を「令和二年八月二十日（木）から令和二年九月二日（水）まで（受付時間は、午前九時から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。）。ただし、土曜日、日曜日を除く。郵送の場合は、令和二年九月二日（水）までの消印があるものに限りに限り受け付ける。」に改める。

(二) 後期

「令和二年十一月四日（水）から令和二年十一月十七日（火）まで（受付時間は、午前九時から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。）。ただし、土曜日、日曜日を除く。郵送の場合は、令和二年十一月十七日（火）までの消印があるものに限り受け付ける。」を「決定次第、ホームページ及び県報に登載する。」に改める。

五の部中受講手数料について、「なお、受講申請書受理後は、」の下に「原則として、」を加える。